

令和2年1月19日

NK工業

代表者 千葉 尚也 殿

東京都港区三田1-7-1

パークコート麻布十番ザ・タワー1608

首都圏青年ユニオン連合会

執行委員長

組合員

氏の労働組合加入通知 兼 団体交渉申入書

貴社の業務に従事していた 氏が当労働組合に加入致しましたので、本書を似てご通知申し上げるとともに、貴社の労働組合として、本書の通り要求を行わせていただきますので、真摯かつ誠実な対応を行っていただきますようお願い申し上げます。

当労働組合は、資格審査の上で、東京都庁により労働組合法上の「労働組合」（労組法2条）として認定を受けた労働組合でございます。退職した従業員といえども当労働組合へ加入した以上、当労働組合は、貴社との関係における労働組合法上の要件を充たした労働組合となります。よって、貴社は、当労働組合が行う団体交渉等の申入れに応諾する義務、各種要求に対して遅滞なく回答する義務を負うこととなります。貴社におかれましては、労使間の誠実な交渉の上で諸問題を解決する意思があり、誠実にご対応いただけることと認識しておりますが、貴社の対応如何によっては、当労働組合と致しましても労働組合法上の活動を行う余地がございますので、予めご承知おきください。また、ご承知の通り、正当な理由なく労働組合との交渉を拒否すること、不誠実な回答や態度を行うこと、当労働組合や組合員を誹謗中傷すること、組合員に組合脱退を迫ること、当労働組合との交渉案件につき組合員個人との交渉を強いること及び当労働組合未加入者に対して加入しないように働きかけることは、労働組合法第7条の不当労働行為に該当致します。これらの行為及びこれに付随する行為を確認した場合には、労働委員会への救済申立てあるいは司法機関への訴訟提起を行いますことを、念のために申し添えておきます。

第1 時間外労働に対する未払賃金の支払要求

- 1 貴社もご承知の通り、使用者は、原則として労働者を1日8時間、1週間40時間を超えて働かせることができないものとされており（労基法32条）、法定時間外労働に対して法定割増率に基づく割増賃金を支払うことが義務付けられております（同法37条）。
- 2 しかし、当労働組合は、 氏からの聴取により、同氏の平成28年11月度～平成30年10月度勤務において相当の法定時間外労働を行ったにもかかわらず、当該時間

外労働に対する賃金の支給を受けられていないとの事実を確認致しました（平成29年7月度については、時間外労働賃金の一部として6万円が支給されたが、その他の月においては支払われていないとのことです）。 氏の手控えの記録によりますと、上記期間における法定時間外労働の合計時間数は1229時間45分となります（別紙参照）。言うまでもなく、使用者企業における 氏の当該取扱いは、明らかに労基法第37条に違反するものでございます。

- 3 従いまして、当労働組合と致しましては、既述の通り 氏に貴社における労働者性が認められることを前提として、貴社に対して、上記法定時間外労働時間に応じた未払賃金（時間外労働時間数1229.75時間×1時間あたりの賃金1875円〔日当1万5000円÷8時間〕×法定割増率1.25－既払い時間外賃金6万円＝282万2226円）及びこれに対する 氏の実質退職日翌日（平成30年10月23日）から支払済みまでの年14.6%の割合による遅延利息（賃金の支払の確保等に関する法律第6条1項）の支払いを要求致します。

第2 団体交渉の申入れ

- 1 当労働組合は、上記の要求に関しまして、 氏の所属する労働組合として、本書をもって貴社に対する団体交渉の申入れを致します。貴社におかれましては、上記要求及び団体交渉の申入れにつきどのようなご対応をいただけるのかにつきまして、速やかにご回答いただけますようお願い申し上げます。
- 2 なお、一般に「団体交渉」という用語は労使間における対面交渉を指して使われておりますが、当労働組合と致しましては、そもそも「団体交渉」（憲法28条、労組法7条2号）の概念自体、対面交渉に限られるものではないとの認識に基づき、貴社におかれまして誠実なご対応をいただける限りは、当面は書面による団体交渉にて交渉を進めて参る所存でございます。

第3 今後のご連絡

- 1 これより組合員の権利回復に向けた協議を迅速に進めていくため、本書に対する回答を含めまして今後のご連絡につきましては、下記のアドレスまでメールにて書面データ（PDF）を添付する等の方法により頂けますようお願い致します。

記

@free-union.jp（当労働組合書記局）

- 2 なお、当労働組合からの郵送書面につきましては、頭記本部事務所を管轄する郵便局とは異なる消印にて送付されることがございますが、これは、当労働組合の役員が全国各地でリモートワークにて組合活動を行っていることに基づくものでございます。当労働組合は、使用者企業に対して時代の変化に伴う労働者の多様な働き方を提言していく立場にある者として、自ら組合員の多様な働き方を実践しているところでございます。

で、何卒ご了承下さい。

また、当労働組合とは別に「首都圏青年ユニオン」なる合同労働組合が存在しておりますが、組織名や本店所在地が異なることからご理解いただけますように、当労働組合とは全くの別団体でございますので、ご回答における連絡にあたってはお間違いのないようご注意ください。

第4 結語

当労働組合と致しましては、組合員の迅速な権利回復のため、互いに誠実で建設的な労使間交渉が実現することを切に願っております。つきましては、本書に対するご回答及び貴社のご意向は、本書到達後14日以内に上記メールアドレスまでご送信いただきますよう宜しくお願い致します。万が一、期限内の貴社からのご対応をいただけない場合には、誠に不本意ではございますが、頭記の対応を含めた最大限の法的措置を採らせていただきますので予めご承知おき下さい。

なお、 氏の意向としては、貴社において早期解決の意思の下に誠実なご対応をいただける場合には、穏便に和解をすることとし、当労働組合による上記対応についても自粛するよう求められており、当労働組合もこれを尊重する方針であることを付言致します。

貴社におかれましては、使用者企業と労働組合との間で交渉を行う以上、本件が単なる労働紛争ではないことを重々ご理解いただいた上で、是非とも誠実なご対応をいただきますようお願い申し上げます。

以上